

資料編

・市長会 政策提言	41
・武蔵野市廃棄物に関する市民会議・有料化審議報告	57
・行政報告資料	65
・市民説明会・概要	115
・パワーポイント	121
・説明資料	146
・市報	153
・新聞報道	169

多摩地域におけるごみゼロ社会をめざして

一 家庭ごみの有料化について 一

平成13年10月

東京都市長会

多摩地域におけるごみゼロ社会をめざして

－ 家庭ごみの有料化について －

1 急がれる循環型社会の形成推進

我々は大量生産、大量消費、大量廃棄という、いわば資源と環境を過度に酷使する社会経済システムを謳歌してきた。一方、このツケとして、廃棄物の大量発生や不法投棄、ダイオキシン類の発生など、廃棄物に関わる深刻な社会問題を抱えることとなった。

多摩地域でも、近年、大型家電製品やプラスチック複合素材製品など、質的にも多様化した適正処理が困難な廃棄物が増加し、中間処理施設や最終処分場への負荷も増加してきた。

こうした状況に対応するため、多摩地域の各市町村は、早い時期から分別収集を徹底するなど、それぞれの創意工夫のもと、地域の特性に応じた様々な取り組みにより、ごみの減量やリサイクルを積極的に推進してきた。

その結果、多摩地域の総ごみ量は、人口の増加にもかかわらず、ここ数年横ばいか微増傾向にある。また、リサイクル率（総資源化率）は全国平均の約2倍と、極めて高い水準に達しており、最終処分量も減少傾向にある。

しかし、現行のごみ処理体制を継続していくとすると、多摩地域の約97%のごみを最終的に埋立処分している二ツ塚処分場は、平成24年度には満杯になると予想されている。しかも、多摩地域では新たな最終処分場を確保することが極めて困難である。そこで、焼却灰等のエコセメント事業などによる延命化が計画されている。

このように、多摩地域のごみ処理は、全国的に見てもリサイクルが進んでいるが、今後、ごみゼロ社会を目指して、一層の排出抑制、減量・リサイクルを積極的に進めていく必要に迫られている。廃棄物の発生を抑制し、資源の循環的利用を進め、環境への負荷をできるだけ低減する「循環型社会」の形成を推進することが急務である。

2 多摩地域のごみ減量・リサイクルへの取り組み

多摩地域では、可燃ごみと不燃ごみの分別収集が昭和40年代から実施された。昭和50年代には、資源ごみの分別収集にも取り組み始めた。平成に入って、特にごみの減量・リサイクルが重視されるようになり、資源ごみの分別収集の品目拡大や、リサイクルセンター等の資源化施設の整備などが、一層進んできた。現在、各市町村は、容器包装リサイクル法に基づく、品目別分別収集を積極的に進めている。

このように、各市町村が、ごみの減量・リサイクルに積極的に取り組んできたことにより、多摩地域のごみ処理事業費は、平成8年度まで増加の一途をたどってきた。ごみ処理単価（住民1人当たりの処理事業費）は、平成元年度は全国平均に比べ大きな差がないが、その後は多摩地域の増加が大きく、平成9年度、10年度と減少傾向にはあるものの、ごみ処理事業費が高額であることが、多摩地域の特徴の一つとなっている。

一方、平成8年頃から、市民負担の公平化とごみ減量等を目的とした、家庭ごみの有料化が検討されるようになった。その結果、平成10年度以降、青梅市、日野市、清瀬市が従量制による家庭ごみの有料化を実施しており、ごみ減量・リサイクルの促進に大きな効果を上げている。また、この他に数市が平成14年度中の実施を目指し準備を進めており、数年後の実施を計画している市も多くなってきている。

全国でも、従量制による家庭ごみの有料化を実施している市町村数は、約19%、一定量以下無料制・定額制等を含めると約42%（平成9年度環境省調査）に達し、ごみ減量に効果・速効性のある施策として、今後も導入が進むものと考えられている。

3 廃棄物・リサイクル関連法の課題

平成12年以降、循環型社会形成推進基本法（以下「基本法」という）をはじめとする、一連の廃棄物・リサイクルに関する法律が施行された。

基本法は、事業者・国民の「排出者責任」を明確化し、生産者の「拡大生産者責任」の一般原則を示しており、市町村の廃棄物行政に最も関連のある、容器包装リサイクル法や家電リサイクル法等の関連法を統括する役割を果たすことが期待されている。

しかし、基本法の理念が関連法に徹底されていないため、発生抑制・リサイクルが進まないなど、循環型社会の形成に支障が生じている。以下に、主な問題点を挙げる。

- (1) 容器包装リサイクル法は、再商品化経費を事業者負担としているが、リサイクルコストの大半は、市町村が行う収集、保管、運搬等の経費が占めている。従って、この負担区分の見直しが必要である。
- (2) 容器包装リサイクル法では、事業者の再商品化義務量は、市町村の分別収集見込み量、あるいは事業者の再商品化可能量のいずれか少ない値によって決定される。拡大生産者責任の考え方に基づき、生産量に見合った再商品化義務量にすべきである。
- (3) 家電リサイクル法は、生産者等に一定水準以上のリサイクルを義務付けたが、再商品化等料金を後払い制としたため、不法投棄を助長しやすい。従って、販売価格に再商品化等料金を上乗せする前払い制を採用すべきである。また、対象となる家電品目が4品目と少ないため、対象品

目の拡大をすべきである。

国においては、基本法で示された、排出者責任の徹底と拡大生産者責任の強化を基本に、見直しを行うべきである。

4 ごみゼロ社会をめざすための施策

多摩地域でごみゼロ社会を目指していくためには、これまでのような排出後のごみ処理を中心とした施策だけでなく、ごみの発生抑制・排出抑制に重点を置いた施策の展開が必要である。そのためには、基本法に示された、排出者責任と拡大生産者責任の考え方を、施策として具体的に取り込む必要がある。

多摩地域のほとんどのごみが、同じ最終処分場で処分されることから、一層の排出抑制、減量・リサイクルは共通した広域的な課題である。各市は、地域の特性に応じた市独自の取り組みを進めていくとともに、今後、必要な施策について、全市で統一した取り組みを展開していくことにより、今まで以上に大きな効果が期待できる。

については、多摩地域におけるごみゼロ社会を目指し、以下の施策に全市が一体となって取り組み、必要な予算措置を行っていくものとする。

(1) 家庭ごみの有料化

循環型社会の形成推進に当たっては、先ず、廃棄物の排出者が一定の責任を負うという排出者責任の考え方を確立する必要がある。また、排出者のごみ減量・リサイクルへの努力が報われることにより、負担の公平性が確保されるシステムにすべきである。

市民が、ごみの排出者としての責任を持ち、減量・リサイクルに努力するシステムとして、家庭ごみの有料化が考えられる。

家庭ごみの有料化は、公平性の確保やごみ減量・リサイクルの促進を目的としたものではあるが、結果として、焼却量や最終処分量の減量にも寄与するとともに、処理費用の削減や財源確保にも役立つという効果がある。

また、家庭ごみの有料化は、市民意識や消費活動の変化を通して、生産者側にごみになりやすく、リサイクルが容易で、長期使用に耐えられる製品の開発等への誘導を促すことにより、拡大生産者責任の強化を図ることができる。

現在、多摩地域では、3市が従量制による家庭ごみの有料化を実施しており、ごみ減量・リサイクルの促進に大きな効果をあげている。これらの状況を踏まえ、平成15年度までを目途に、全市において家庭ごみの有料化を進める。

(2) 公共施設における生ごみ・剪定枝の資源化

多摩地域においては、生ごみは可燃ごみの約4割と大きな割合を占めている。また、剪定枝は可燃ごみの1割に満たないが、市町村の管理する公園面積や街路樹の増加に伴い、発生量も今後増加していくものと考えられる。さらに、容器包装類の資源化による減量が進んでいけば、益々これらの割合が増えていくことが予想される。

このため、リサイクルの遅れている生ごみ及び剪定枝の資源化は、今後のごみ減量の重要な課題である。

今後は、排出者責任という観点から、各市が管理する公共施設から排出される生ごみ・剪定枝の資源化を、優先的に進めていくこととする。特に学校、保育園では、環境教育という観点からも、大型生ごみ処理機の設置を重点的に進めていく。また、剪定枝については、チップ化、堆肥化等の資源化施設の整備拡充などを進める。

家庭の生ごみについては、組成が一定していないことから、生ごみリサイクルに関する技術開発、システム開発などの動向を注視しながら、新たな技術に対応できるよう検討を行っていく。当面は、これまで各市が取り組んできた、家庭用生ごみ処理機器の普及や集合住宅での大型生ごみ処理機の設置などによる資源化を拡充していく。

(3) 事業者による資源自主回収の推進

多摩地域では、資源物の回収ルートとして、行政による集積所収集や拠点回収、市民による集団回収等が従来から行われてきた。この内、行政による拠点回収は、公共施設や販売店の店頭等で行われている。

近年、これとは別に、環境意識の高まりにより、スーパーマーケット等による、ペットボトル、発泡トレイ、紙パック等の店頭自主回収や、一部のコンビニエンスストアによるペットボトル等の店頭自主回収が普及しつつある。

容器包装リサイクル法では、これらの資源は、市町村による分別収集が求められている。しかし、生産や流通の段階で、その商品がごみとなった場合の処理方法や処理費用のことまで、事業者きちんとして責任を持ってもらう、との拡大生産者責任の考え方を援用し、多摩地域では、事業者による店頭自主回収を要請し、推進していくものとする。

当面は、現在普及しているペットボトル、発泡トレイ及び紙パックについて協力を求めていく。協力店は、「リサイクル推進店」として市が認定し、広報等で紹介していくなどの取り組みを行う。また、各市が共同で、関係業界等に自主回収の働きかけを行う事などにより、積極的に拡大推進を図っていく。

(4) 意識啓発と環境教育の推進

ごみゼロ社会を目指すためには、市民のライフスタイルや事業者の事業方針の変革が不可欠である。このための意識啓発と環境教育に各市が一層積極的に取り組まなければならない。

各市は、ごみ処理施設の見学や専門広報誌、ホームページ等により、市民に対して、ごみ問題の実情について、積極的に情報の提供、問題提起を行っていくものとする。さらに、環境ボランティアとの協力等により、ごみの排出抑制、分別排出、再生品利用等に関する啓発活動を機会あるごとに行っていく。

特に、家庭ごみの有料化を実施するに当たっては、その施策についての政策評価をきちんと行うとともに、事前に説明会等を含め十分な対応が必要となる。また、実施後においても、定期的にごみ量の変化等を情報提供していくことで、環境に対する市民の意識・関心を高めていくこととする。

また、平成14年度から実施される完全学校週5日制とともに、小中学校で「総合的な学習の時間」が始まり、体験的な学習や問題解決的な学習を重視するなど、環境教育についての改善・充実が図られることになった。今後は、市職員による出前授業や、地域の子供会による資源集団回収等、学校・家庭・地域が一体となった取り組みを、各市が一層積極的に進めていくこととする。

5 終わりに

これらの施策を実行することは、現実には、かなりの困難を伴うであろう。しかし、市民や事業者の環境への意識や行動が変わりつつある今こそ、改革を進める絶好の機会である。

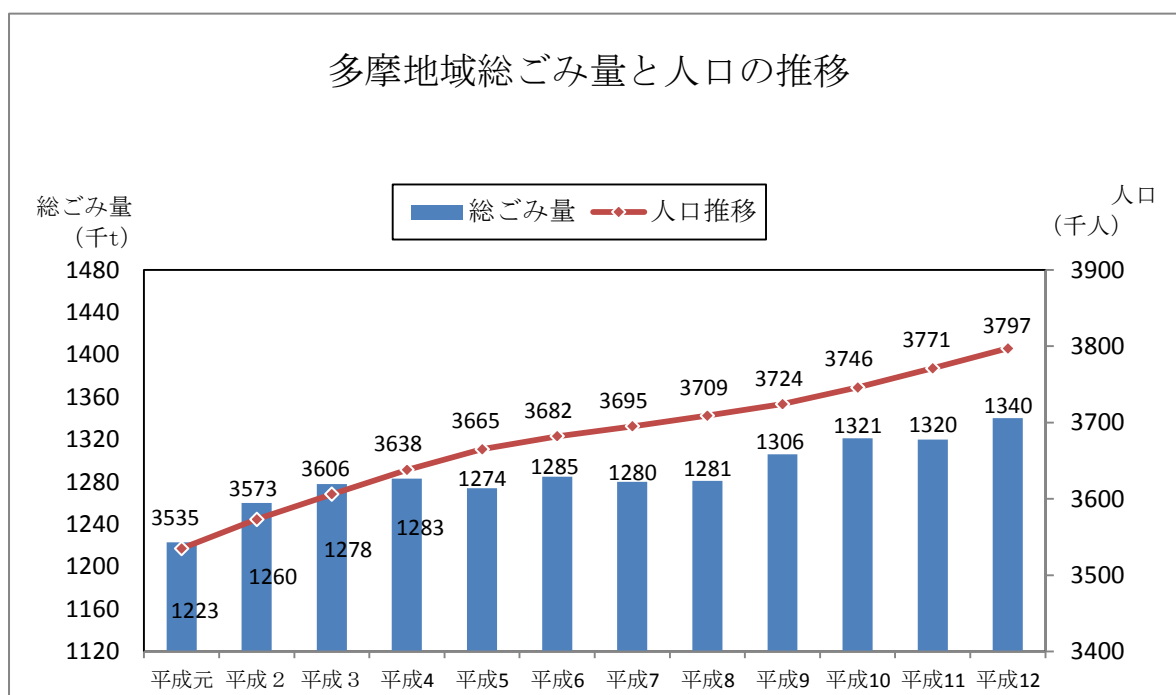
循環型社会の形成推進には、市民、事業者、行政がそれぞれの立場から、役割と責任を分担し、主体的に取り組むことが不可欠である。

多摩地域が誇る高いリサイクル率の実現する過程では、各市町村のごみ問題解決への先進的な取り組みの努力があった。さらに、今回の全市での取り組みにより、今後、循環型社会の形成推進とごみゼロ社会を目指して、多摩地域が他地域をリードしていくことが期待される。

多摩地域総ごみ量の推移

年度	平成元	平成2	平成3	平成4	平成5	平成6	平成7	平成8	平成9	平成10	平成11	平成12	
収集ごみ	可燃ごみ	858	860	864	864	850	830	826	819	803	783	767	746
	不燃ごみ	189	193	194	187	176	166	154	145	138	141	138	137
	資源ごみ	17	24	27	40	56	87	99	115	151	168	175	192
	粗大ごみ	22	22	22	22	23	21	22	23	22	22	22	25
	有害ごみ	0	0	1	1	0	1	2	1	1	1	2	1
	計	1,086	1,099	1,108	1,114	1,105	1,105	1,103	1,103	1,115	1,115	1,104	1,101
持ち込みごみ	137	161	170	169	169	180	177	178	191	206	216	239	
総ごみ量	1,223	1260	1,178	1,283	1,274	1,285	1,280	1,281	1,306	1,321	1,320	1,340	

資料：東京市町村自治調査会「多摩地域ごみ実態調査」



資料：「総ごみ量」は東京市町村自治調査会「多摩地域ごみ実態調査」
「人口推移」は東京都総務局「東京の人口」

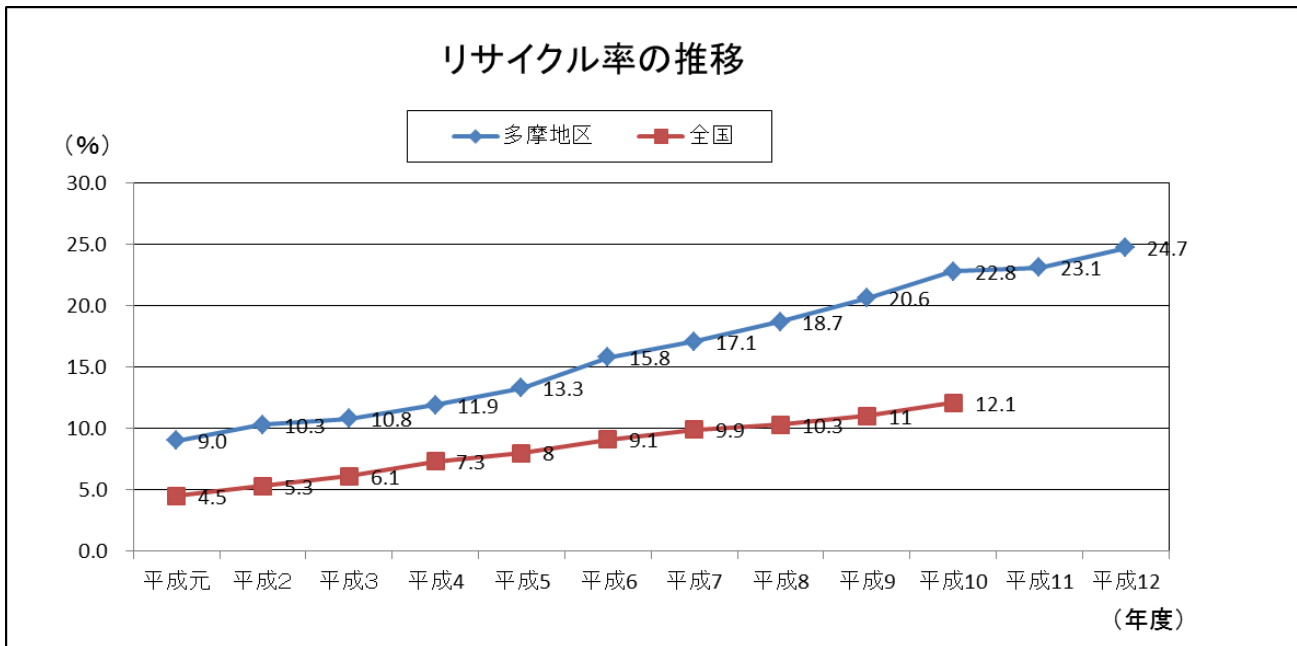
リサイクル率（総資源化率）の推移

年度	平成元	平成2	平成3	平成4	平成5	平成6	平成7	平成8	平成9	平成10	平成11	平成12
多摩地区	9.0	10.3	10.8	11.9	13.3	15.8	17.1	18.7	20.6	22.8	23.1	24.7
全国	4.5	5.3	6.1	7.3	8.0	9.1	9.9	10.3	11.0	12.1		

資源ごみからの資源化量＋収集後資源化量＋集団回収量

◎ 総資源化率＝
（リサイクル率）

総ごみ量＋集団回収量

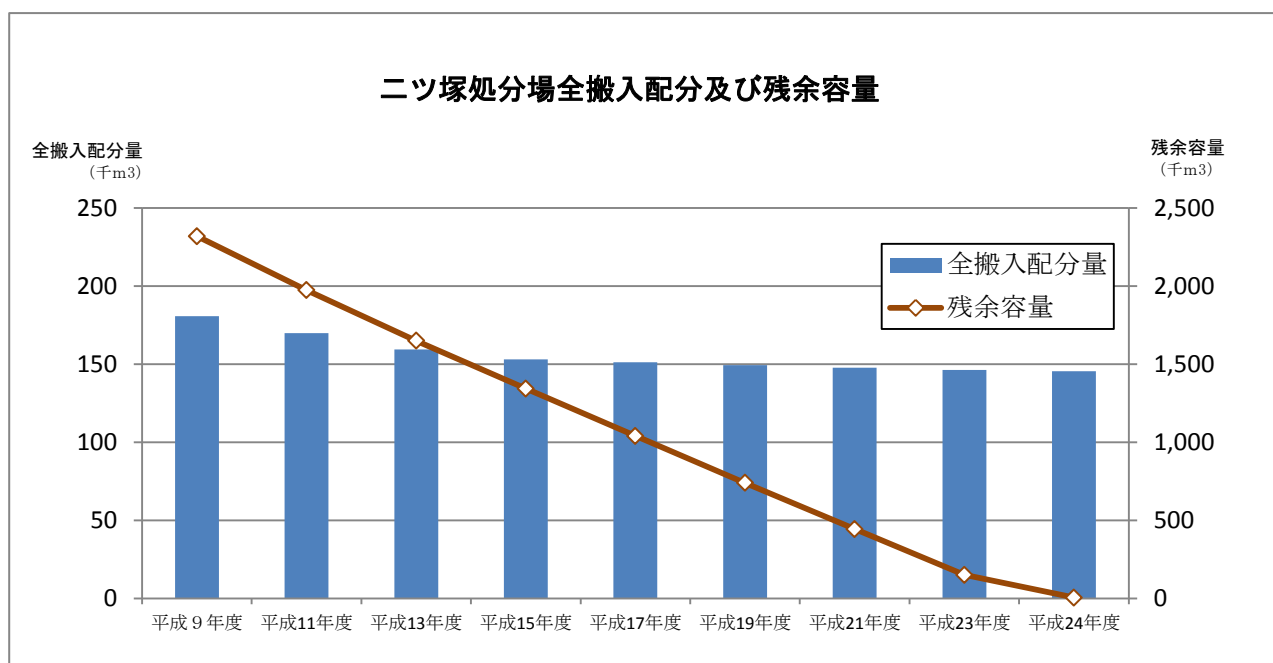


資料：「多摩地域」は東京市町村自治調査会「多摩地域ごみ実態調査」
「全国」は東京都環境局「東京都廃棄物処理計画について－中間
のまとめ－」（東京都廃棄物審議会）より

二ツ塚最終処分場の全搬入配分量、残余容量

(単位：千m³)

	全搬入配分量	対前年度 減容率	全配分量累計	残余容量	埋立 年数
平成9年度	180.7	3.0%	180.7	2,319.3	1
平成11年度	169.9	3.1%	525.9	1,974.1	3
平成13年度	159.3	3.2%	849.8	1,650.2	5
平成15年度	153.0	0.6%	1,156.8	1,343.2	7
平成17年度	151.2	0.6%	1,460.1	1,039.9	9
平成19年度	149.4	0.6%	1,759.8	740.2	11
平成21年度	147.7	0.5%	2,056.0	444.0	13
平成23年度	146.2	0.5%	2,349.1	150.9	15
平成24年度	145.4	0.5%	2,494.5	5.5	16



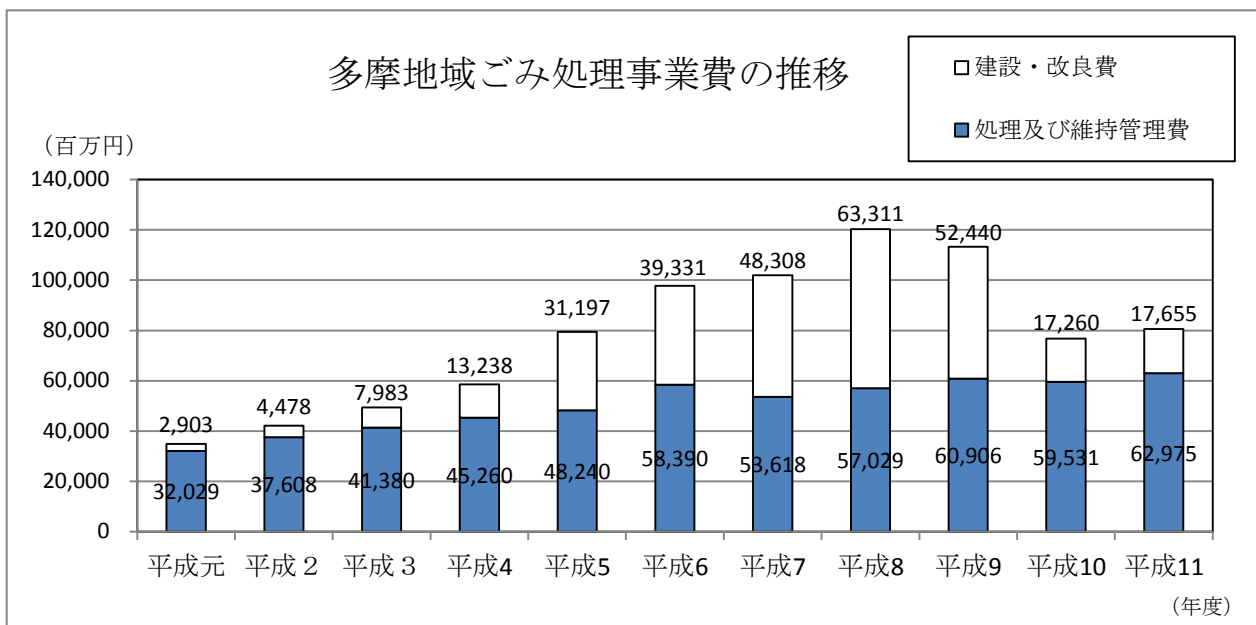
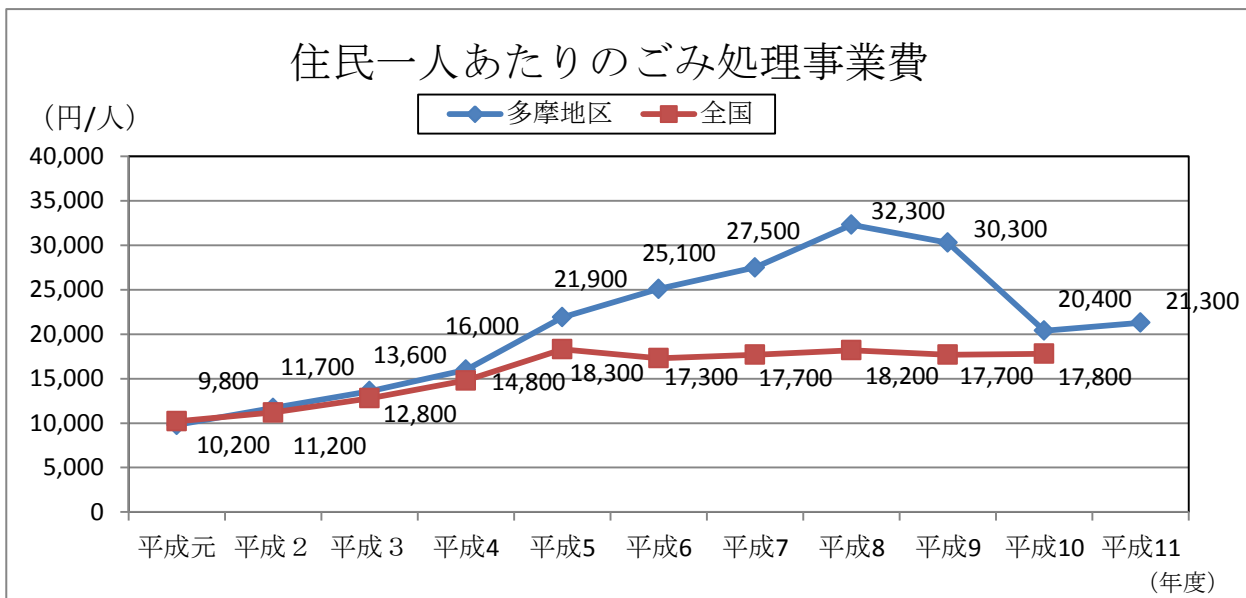
*平成9年度の配分量は谷戸沢処分場への搬入分も含む数値。

搬入配分量は二ツ塚処分場の埋立容量相当の250万m³を16年間で配分することを基本に算出。

資料：「東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合事業概要」より

住民1人あたりのごみ処理事業費の推移

年度	平成元	平成2	平成3	平成4	平成5	平成6	平成7	平成8	平成9	平成10	平成11
多摩地区	9,800	11,700	13,600	16,000	21,900	25,100	27,500	32,300	30,300	20,400	21,300
全国	10,200	11,200	12,800	14,800	18,300	17,300	17,700	18,200	17,700	17,800	



資料：東京市町村自治調査会「多摩地域ごみ・リサイクル白書」より

家庭ごみ有料化実施（予定）市の状況

市		青梅市	日野市	清瀬市	福生市	昭島市
人口（H13. 4. 1）		139, 794	164, 212	67, 424	62, 193	107, 533
世帯数（H13. 4. 1）		53, 567	69, 410	27, 493	25, 946	44, 800
有料化実施年月		平成10年10月	平成12年10月	平成13年6月	平成14年4月 （予定）	平成14年4月 （予定）
収集方式		ダストボックス→ 戸別収集	ダストボックス→ 戸別収集	集積所収集	戸別収集	集積所収集
手数料 （指定収集袋 一枚あたり価格）	5 ^{リットル}	—	10円	—	7円	7円
	10 ^{リットル}	12円	20円	10円	15円	15円
	20 ^{リットル}	24円	40円	20円	30円	30円
	40 ^{リットル}	48円	80円	40円	60円	60円
有料化実施後 の効果 （前年同月比較）	実施月	平成10年10月	平成12年10月	平成13年6月	—	—
	可燃ごみ	39. 3%減	48. 3%減	16. 4%減	—	—
	不燃ごみ	50. 6%減	68. 2%減	5. 6%減	—	—
	資源ごみ	286. 1%増	176. 1%増	18. 5%増	—	—

家庭ごみ有料化各市の現状

平成13年10月現在

	市数	比率（%）
実施済	3	11. 5
近く実施予定または有料化答申済	9	34. 6
検討中	5	19. 2
検討無・その他	9	34. 6
計	26	100. 0

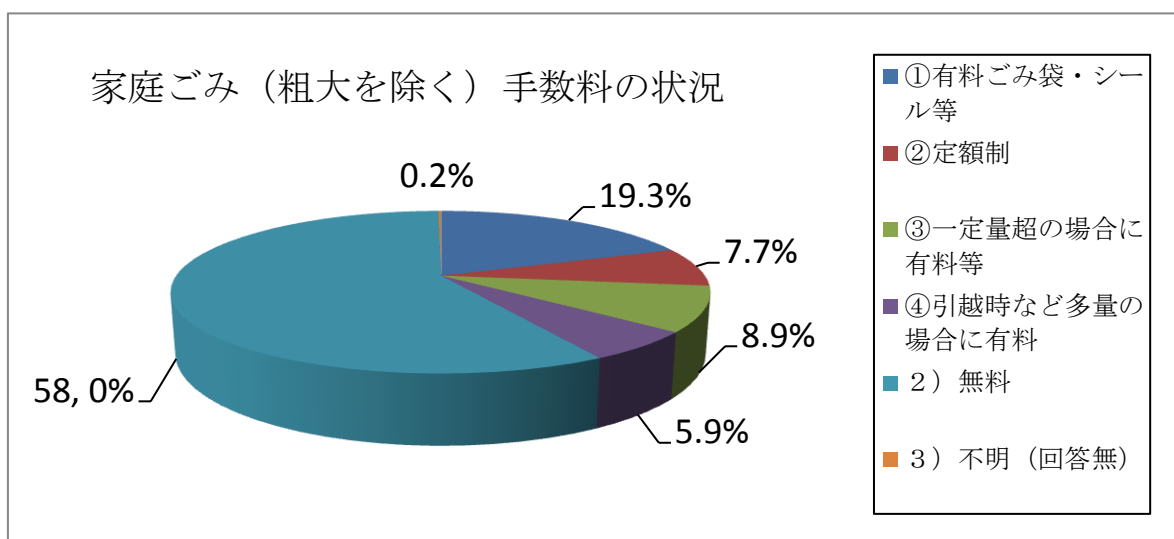
市長会事務局企画政策室調査より

全国の家系ごみ手数料の状況

平成9年度調査

家庭ごみの手数料	ごみ（粗大を除く）	
	市町村数	比率（%）
1) 有料	1,352	41.8
①有料ごみ袋・シール等	624	19.3
②定額制	248	7.7
③一定量超の場合に有料等	288	8.9
④引越時など多量の場合に有料	192	5.9
2) 無料	1,875	58.0
3) 不明（回答無）	6	0.2
合計	3,233	100.0

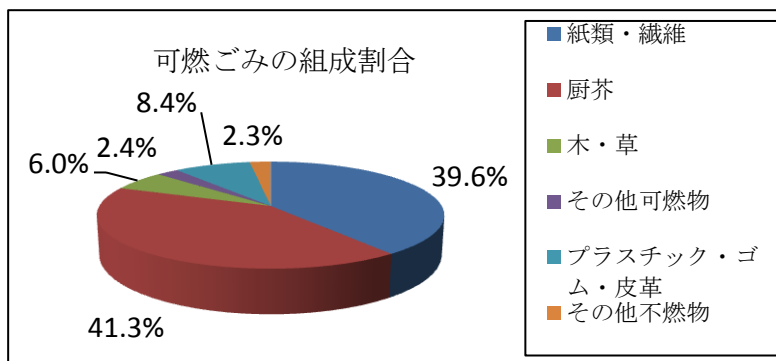
(注) 23区は1市として集計



資料：環境省「平成13年版循環型社会白書」

多摩地域の可燃ごみの組成（湿ベース）

組成	比率(%)
紙類・繊維	39.6
厨芥	41.3
木・草	6.0
その他可燃物	2.4
プラスチック・ゴム・皮革	8.4
その他不燃物	2.3

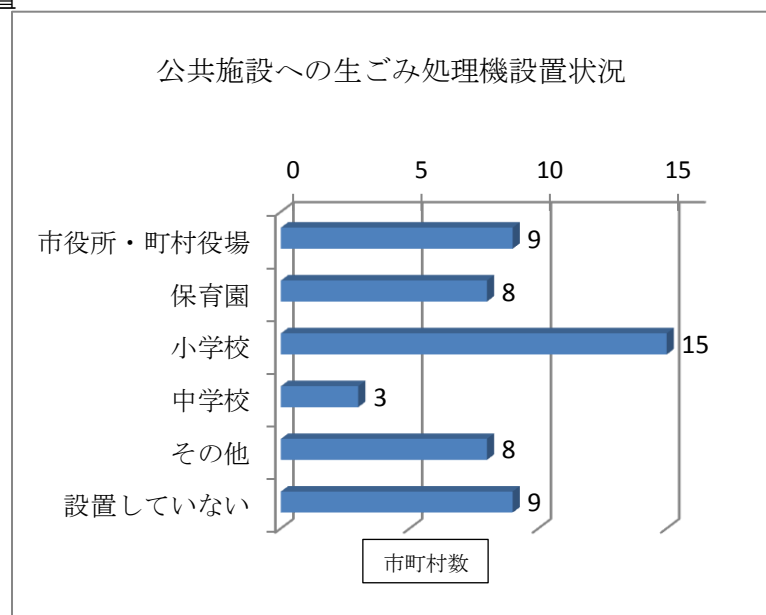


資料：東京市町村自治調査会「多摩地域ごみ実態調査」

多摩地域の公共施設における生ごみ処理機設置状況

平成11年9月調査

設置施設	市町村数	比率(%)
市役所・町村役場	9	29.0
保育園	8	25.8
小学校	15	48.4
中学校	3	9.7
その他	8	25.8
設置していない	9	29.0
公共施設設置市町村数	22	71.0
市町村数合計	31	—



[「その他」の具体的回答]

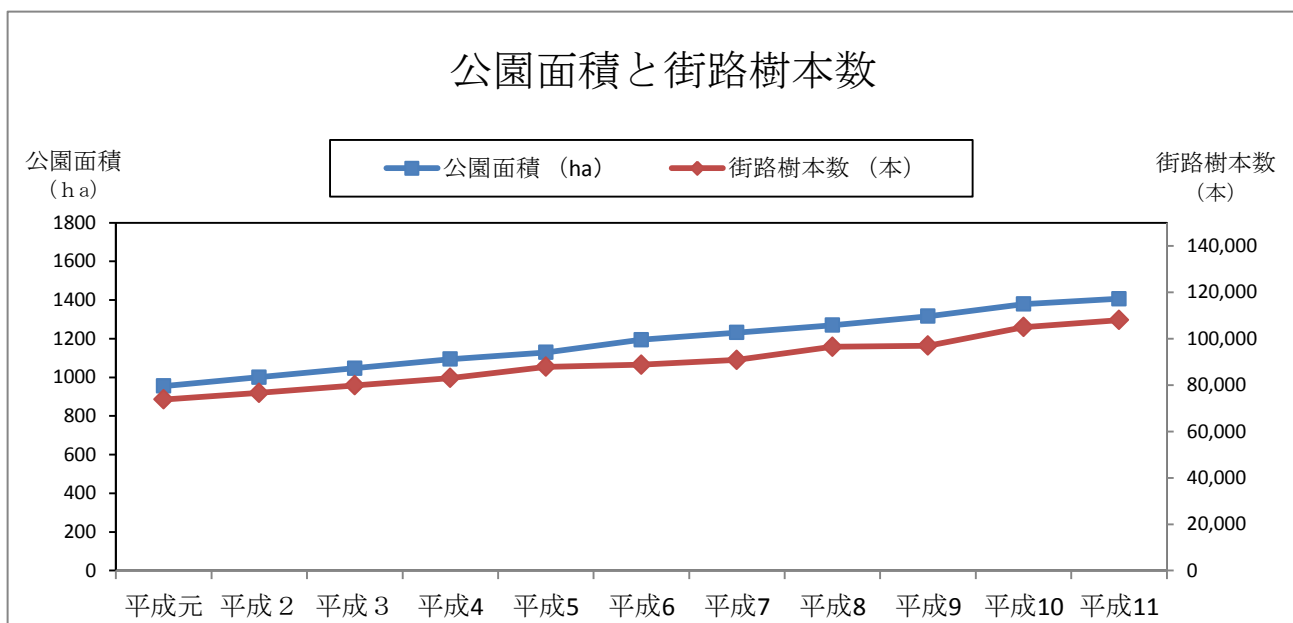
小学校給食用調理場、老人ホーム、学校給食センター、リサイクルショップ

資料：東京市町村自治調査会「多摩地域における生ごみ資源化動向調査報告書」

多摩地域の公園面積及び街路樹本数の推移

年度	平成元	平成2	平成3	平成4	平成5	平成6	平成7	平成8	平成9	平成10	平成11
公園面積 (ha)	955	1,001	1,047	1,094	1,129	1,194	1,232	1,170	1,316	1,379	1,406
街路樹本数 (本)	73,777	76,611	79,897	83,019	87,838	88,754	90,849	96,491	96,986	104,969	108,021

各年4月1日現在



(注) ・公園面積は都市公園と児童遊園の合計(市町村立)
 ・街路樹は市町村管理分

資料：東京都環境局「東京環境白書2000」

多摩地域の資源回収拠点数

公共施設回収拠点数

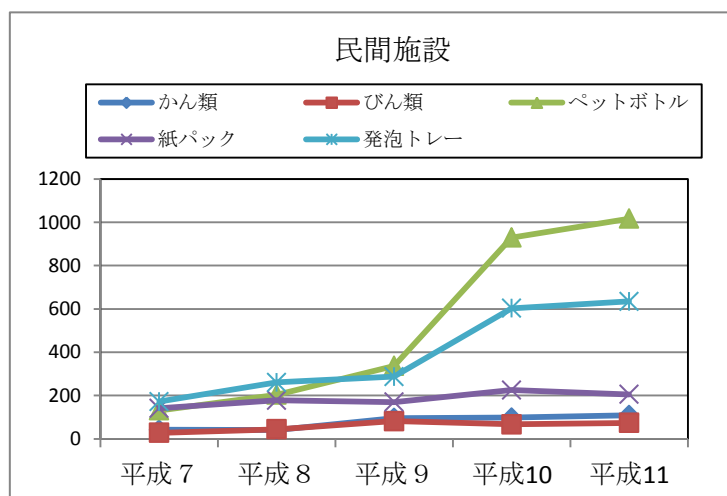
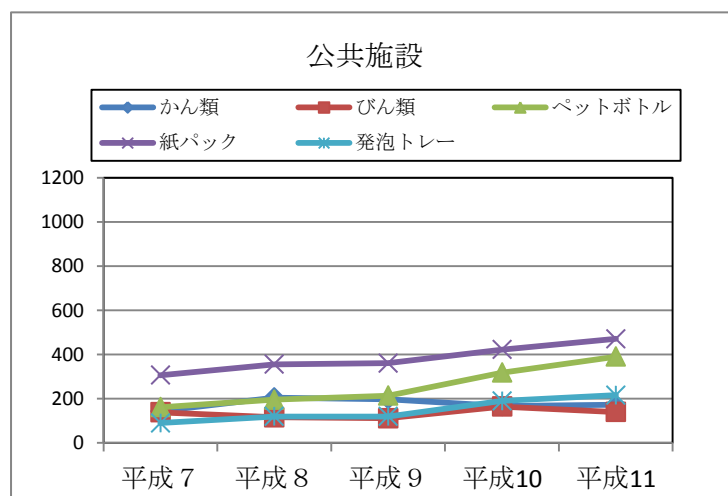
(単位：か所)

年度	平成7	平成8	平成9	平成10	平成11
かん類	144	205	198	167	173
びん類	139	116	112	165	140
ペットボトル	162	196	214	318	391
紙パック	307	356	361	423	471
発泡トレー	90	120	120	190	216

民間施設回収拠点数

(単位：か所)

年度	平成7	平成8	平成9	平成10	平成11
かん類	42	41	96	98	109
びん類	28	44	82	67	74
ペットボトル	131	204	337	930	1017
紙パック	141	178	170	225	205
発泡トレー	172	261	287	603	635



* 「かん類」は「多摩地域ごみ実態調査」の「鉄類」のデータを採用。

* 「びん類」は平成9年度まではリターナブルびん、ワンウェイびんに分けて集計していたため、数値の高い方を採用。

資料：東京市町村自治調査会「多摩地域ごみ実態調査」

政策テーマ「循環型社会の推進について」の検討経過

6月22日第1回「ごみ減量・リサイクルへの各市の取り組みについて」

7月6日第2回「ごみの発生抑制・リサイクルのための施策について」

7月17日第3回「循環型社会の推進に関する課題及び解決策について」

8月8日第4回「家庭ごみの有料化について」

8月16日第5回「容器包装リサイクル法、家電リサイクル法等について」

9月5日第6回「生ごみ・剪定枝の資源化について」

「環境教育、PR活動等循環型社会へのさまざまな施策について」

9月19日第7回「多摩地域における循環型社会の推進について（これまでのまとめ）」

10月5日第8回「政策テーマ報告案について」

[政策連絡会議委員]

立川市環境下水道部ごみ対策課	米 多	薫
武蔵野市環境部ごみ総合対策室	小 瀬	隆 男
三鷹市生活環境部ごみ対策課	荻 原	正 樹
青梅市環境部環境衛生課	吉 野	雅 幸
調布市環境部クリーンセンター減量対策課	秋 場	豊
町田市環境部環境総務課	鈴 木	稔
日野市環境共生部リサイクル推進課	榎 木	昭
東村山市環境部ごみ減量推進課	伊 藤	博
福生市生活環境部環境課	中 村	利 夫
清瀬市市民部生活環境課	五十嵐	弘 一

[事務局]

東京都市長会事務局企画政策室	塚 越	博 道
	森 静	夫
	盛 田	隆 平
	畑 田	道 夫

家庭ごみ有料化について
(審議報告)

平成 15 年 7 月

第 3 期

武蔵野市廃棄物に関する市民会議

<家庭ごみの有料化について>

1.審議の経過（詳細は別紙）

平成13年10月東京都市長会から「多摩地域におけるごみゼロ社会をめざして」一家庭ごみの有料化について一の政策提言を受け、第3回会議（平成13年10月）から第12回会議（平成14年9月）まで具体的な検討を重ね、第13回会議以降、一般廃棄物基本計画の見直しの中で、有料化の位置付けを検討してきた。

2.家庭ごみ有料化の位置付け

本市は、ごみの発生抑制、資源化の推進、埋立処分量の最小限化を図るため、平成3年度牛乳パック拠点回収開始、平成6年度発泡スチロールトレイ、ペットボトル拠点回収開始、平成9年度事業系ごみの有料化・缶の分別収集開始、平成12年度容器包装リサイクル法によるペットボトル、その他プラスチック容器包装の収集開始、平成13年度粗大ごみのシール制開始と順次施策を実施してきた。

その結果、特に「総資源化率」については、平成3年度13.7%に対し、平成13年度には22.9%まで上昇してきた。

しかし一方で、分別収集や最終処分に伴う費用の増加などの問題も起こっている。

他市で実施している「家庭ごみの有料化」については、その実施に伴い「収集体制の変更」や「分別収集品目の追加」などを行うことにより、資源化の促進とそれに伴うごみ減量効果が現れていることが一つの特徴として挙げられる。

ごみ発生抑制、資源化の推進を着実に実施してきた本市が取り組む「家庭ごみの有料化」は、①市民が自ら環境負荷に対する意識を高め、ごみ排出者としての責任を明確にする。②さらなるごみ発生抑制、資源化の推進を図ることで、最終処分場の負荷を軽減させる。③ごみ発生抑制・資源化に真面目に取り組んでいる市民とごみを多く出し、ルールを守らない市民との経済的・労力的負担の公平化を図る。ということを基本的な位置付けとするべきである。

3.導入に当たっての留意点

- ①「家庭ごみの有料化」の実施にあたっては、排出者責任を明確にするという観点から、戸別収集等「新たな収集方法」の検討が必要である。
- ②実施に伴い「お金を払えば、ごみをいくら出してもよい」という考えにならぬよう、趣旨の徹底した周知が必要である。
- ③ごみ処理の現状や課題として、処理過程（収集・運搬・処理・最終処分）で、多大な環境負荷や費用が生じていることを積極的に周知し、市民に共通の認識を醸成していく必要がある。
- ④「家庭ごみの有料化」の手法としては、市民にとって簡素でわかりやすく、ごみ排出者としての意識や責任感を高めることができるものが望ましい。
- ⑤「家庭ごみの有料化」は経年とともに効果が減少する傾向があるため、市民の排出者としての意識を向上させる取組みを計画的に実施する必要がある。
- ⑥「家庭ごみの有料化」がもたらす影響を具体的に示す必要がある。例えば、分別の徹底や資源化の促進、経済的効果などを明確にし、市民自らが取組む施策として、実施前後にわたって多方面からの検証を可能とするべきである。
- ⑦ごみを出す市民にだけ負担を与えるのではなく、ごみになる物をつくっている又は販売している事業者に対する取組みも必要である。

4.有料化についてのまとめ

毎日のごみ排出で一定の負担感を生ずる「家庭ごみの有料化」は、排出者の責任を明確にするための施策として有効である。

現状では市民のごみに対する意識や、ごみ発生抑制への取組みの評価が困難な中、排出者である市民が自らの取組みを、目に見える形で実感できる施策としてもその効果は期待できる。

また、多摩地域の最大の課題である二ツ塚処分場の延命や、循環型社会の形成に向けてごみ発生・排出抑制、資源化の更なる推進をはかるためにも、行政が取組み得るすべての手法を、市民の協力のもと実施してゆかねばならない状況といえる。

5. おわりに

市民会議では、武蔵野市一般廃棄物処理基本計画の調整計画検討をその第一の責務として審議し、また、同時に調整計画との関連も含め「家庭ごみの有料化」についての検討を行ってきた。

多摩地域の自治体の共通課題である「家庭ごみの有料化」を、市が検討する際には、本報告に十分留意していただきたい。

廃棄物に関する市民会議審議経過【家庭ごみ有料化について】

第 3 回 市民会議	平成 13 年 10 月 31 日 市役所 第 8 会議室	(多摩地域におけるごみゼロ社会を目指して) 一家庭ごみの有料化について一 東京都市長会(平成 13 年 10 月)を資料として配布。 緊急に取り組むべき課題として、家庭系ごみ有料化をあげる。(事務局)
第 4 回 市民会議	12 月 5 日 市役所 第 4 会議室	家庭系ごみ有料化について資料検討。 事業系ごみ有料化の実施状況等を確認。処理基本計画中の数値目標との 関連もあり、有料化に関する資料が必要とされる。
第 5 回 市民会議	平成 14 年 1 月 17 日 クリーンセンター	【青梅市・清瀬市の家庭系ごみ有料化について】資料検討。市民会議に おいて家庭系ごみ有料化を先行させた識論を提案。(事務局)(ごみ市 民会議・家庭系ごみ有料化等検討スケジュール)を説明。
第 6 回 市民会議	2 月 22 日 市役所 第 1 会議室	【家庭系ごみ有料化実施済み自治体アンケート】資料検討。
第 7 回 市民会議	3 月 18 日 市役所 第 1 会議室	【家庭系ごみ有料化部内プロジェクトアンケート】結果検討。
第 8 回 市民会議	4 月 15 日 市役所 602 会議室	【家庭系ごみ有料化実施済み自治体アンケート】結果について説明。今後 の市民会議の進め方を検討し、有料化に関する市の考え方を次回以降示 すことを説明。
第 9 回 市民会議	5 月 24 日 市役所 602 会議室	【武蔵野市における有料化の位置づけ】説明。 「循環型社会を武蔵野市から」・・・有料化についての考え方を整理 し、発生抑制も含めた概念を提案。戸別収集など併用策や市民意識調 査について検討。
第 10 回 市民会議	6 月 24 日 市役所 602 会議室	【昭島市・福生市 視察 結果について】説明。 市民意識調査について検討。有料化についての材料を更にそろえて次回 以降検討する。
第 11 回 市民会談	7 月 22 日 市役所 801 会議室	市民意識調査について実施延期を報告。 『排出者責任』を有料化の重要テーマに挙げる。 戸別収集や記名式収集、不燃残湮焼却(プラスチック焼却)等を併行し て検討。
第 12 回 市民会議	9 月 13 日 市役所 603 会議室	【武蔵野市一般廃棄物処理基本計画について】を、議論の中心に転 換。有料化については、市民会議の審議経過も踏まえ、事務局で検討 している状況。

第 18 回 市民会議	平成 15 年 5 月 1 日 市役所 802 会議室	<table border="1"><tr><td>家庭ごみ有料化について</td></tr></table> これまでの審議経過を確認・検討	家庭ごみ有料化について
家庭ごみ有料化について			
第 19 回 市民会議	6 月 12 日 市役所 607 会議室	<table border="1"><tr><td>家庭ごみ有料化について</td></tr></table> これまでの審議経過のまとめについて、事務局案を中心に検討	家庭ごみ有料化について
家庭ごみ有料化について			
第 20 回 市民会議	7 月 18 日 市役所 607 会議室	<table border="1"><tr><td>家庭ごみ有料化について</td></tr></table> (案) 市民会議による審談報告を作成	家庭ごみ有料化について
家庭ごみ有料化について			